

## 長野工業高等専門学校における研究活動に関する基本方針

平成 30 年 5 月 1 日

校長 裁 定

高等専門学校では、「高等専門学校設置基準」及び「独立行政法人国立高等専門学校機構法」において、「その教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行なわれるように努める」ことと、「機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行う」ことと規定されている。

本校における研究活動は、教員によって本校創立以来継続され、教育の質を保証する上での重要な手段となっている。あわせて、重要な知的情報の発生源でもあり、また、研究活動を通して地域に貢献することへの期待が大きい。そこで、上記のような社会的背景あるいは本校研究活動の活性化の状態を受けて、研究の主たる目的を以下のように明確化するものとする。

- (1) 地域と連携し、かつ地域と密着した研究活動を行う。
- (2) 産学官金の共同研究を推進する。
- (3) 研究活動を本校の教育の向上に反映させる
- (4) 国際的、および学際的な研究を推進する。
- (5) 社会の安寧と人類の幸福、平和に資する研究を推進する。

以上